

令和5年度経営層向けガバナンス研修会開催案内

1 目的

近年、医薬品製造販売業者及び製造業者等において、法令遵守意識の欠如に起因した医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）違反が全国で確認されている。このような法令違反を防止するには、経営層を含めた企業全体として法令遵守に取り組む体制を構築し、企業ガバナンスを強化することが重要である。

本研修会では、県内の事業者を対象として、法令遵守において必要な経営層の理念や行動、法令遵守体制構築の指針等について、近年の不適切事例を参考に講義することにより、県内で製造販売及び製造される医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図る。

2 実施主体

静岡県健康福祉部
静岡県製薬協会

3 開催方法 事前収録をした研修会動画を配信（YouTube）

4 配信期間 令和5年6月30日（金）から令和5年7月31日（月）まで

5 対象 県内の許可・登録業者における役員

6 研修会内容

No	内 容	動画放送時間
1	・静岡県薬事課課長 あいさつ ・静岡県製薬協会会長 あいさつ	約5分
2	・法令違反事例から見るガバナンス強化に向けた取組み 新四谷法律事務所 弁護士 木嶋洋平氏	約60分

7 視聴手続

静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課ホームページからアクセスし、配信期間終了までにお申し込みください。

[薬事課ホームページ]

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/eiseiyakuji/yakuji/1003159/1025363.html>

薬事課 TOP ページ

→「医薬品等に関する講習会・研修会・説明会等のご案内」

→「令和5年度経営層向けガバナンス研修会」

→静岡県ふじのくに電子申請サービスにリンクするので、必要事項を御記入ください。

後日、申込みのE-mailアドレス宛てに、研修会動画のURLを送信しますので、配信期間内に視聴してください。

8 その他

- (1) 申込み情報は、静岡県薬事課及び静岡県製薬協会にて使用します。また、講師の方に受講者の所属会社等をお伝えすることがありますので予め御了承ください。
- (2) 研修会の録画、録音等の二次利用は御遠慮ください。
- (3) 受講後、研修内容についてのアンケートに御協力をお願いいたします。いただいた回答は、今後の研修会の参考にさせていただきますので御承知おきください。なお、

アンケートの様式は、申込みの E-mail アドレスに別途送付します。

9 問合せ先

静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課薬事審査班

電話番号 054-221-2869

FAX 番号 054-221-2199

E-mail yakuji@pref.shizuoka.lg.jp(エ/ル/ジ/ー.シ/ェ/化/ー)